

物 件 明 細 書

| | |
|------|---|
| 物件番号 | 3 |
|------|---|

| | |
|--------|---|
| 参加資格等級 | / |
|--------|---|

【無人航空機による薬剤散布、警備作業】

1. 作業内訳

| 森 林 事務所 | 作業種 | 市町村名 | 国有林名 | 林小班 | 区域 面積 (ha) | 控除 面積 (ha) | 契約 面積 (ha) | 履行期間 | | 作業条件 | | 標識設置 (箇所数) | 警備 (人) | 散布数量 (kg) 【2回散布】 | 使用材料(契約者購入) | |
|------------|------------------|-------|------|-------|------------------|------------------|------------------|----------------|---------|------|----------------|---------------|-----------|------------------------|-----------------|------------------|
| | | | | | | | | 開始 | 期限 | 通勤形態 | 人員輸送 距離(km) | | | | 品名 | 数量 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 谷山 | 無人航空機 による薬剤散布 | 南さつま市 | 下り松 | 82は外 | 45.02 | 20.27 | 24.75 | 契約締結日 の翌日から | R8.6.30 | 車通勤 | 5.9 | | 2 | 1,485.0 | ネオニコチノイド系 薬剤 | 散布面積及び希釈倍数に基づく数量 |
| 郡山 | " | 日置市 | 神之川潟 | 67り外 | 3.80 | 2.72 | 1.08 | " | " | " | 10.4 | | 2 | 64.8 | " | " |
| " | " | 日置市 | 永吉潟 | 69い外 | 31.11 | 20.04 | 11.07 | " | " | " | 8.5 | | 2 | 664.2 | " | " |
| " | " | 日置市 | 松潟 | 70は1外 | 41.63 | 30.42 | 11.21 | " | " | " | 3.1 | | 2 | 672.6 | " | " |
| " | " | 日置市 | 堂田 | 72へ外 | 26.60 | 8.20 | 18.40 | " | " | " | 1.5 | | 2 | 1,104.0 | " | " |
| " | " | 日置市 | 堀川 | 73い2外 | 33.01 | 7.25 | 7.25 | " | " | " | 3.1 | | 2 | 435.0 | " | " |
| 計 | | | | | 181.17 | 88.90 | 73.76 | | | | | | | 4,425.6 | | |
| 谷山 | 標識設置 | 南さつま市 | 下り松 | 82は外 | | | | 契約締結日 の翌日から | R8.6.30 | 車通勤 | 5.9 | 10 | | | | |
| 郡山 | " | 日置市 | 神之川潟 | 67り外 | | | | " | " | " | 10.4 | 2 | | | | |
| " | " | 日置市 | 永吉潟 | 69い外 | | | | " | " | " | 8.5 | 6 | | | | |
| " | " | 日置市 | 松潟 | 70は1外 | | | | " | " | " | 3.1 | 13 | | | | |
| " | " | 日置市 | 堂田 | 72へ外 | | | | " | " | " | 1.5 | 22 | | | | |
| " | " | 日置市 | 堀川 | 73い2外 | | | | " | " | " | 3.1 | 12 | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | 65 | | | | |
| 合 計 | | | | | 362.34 | 177.80 | 73.76 | | | | | 65 | | 4425.6 | | |

- 【留意事項】
1. 林令は植栽年度を1年とした累積年である。
 2. 傾斜区分は、31度以上：急、21～30度：中、20度以下：緩である。
 3. 植生等の条件は、作業地における植生等の難易度を示すものである。
 4. つる本数、伐倒本数は標準地調査による目安本数である。
 5. 作業着手は事業計画書の承認が必要である。

2. 作業箇所位置図

別添のとおり



松くい虫防除事業請負契約書

- 1 事業名 松くい虫防除事業(無人航空機による薬剤散布、警備作業)請負
- 2 使用機種 AYH-3等(同等以上)
- 3 散布薬剤名 及 び 数量 ネオニコチノイド系農薬(農林水産省登録第〇〇〇〇〇号)
原液 〇〇〇〇〇リットル(薬剤の種類により異なるため未記載)
- 4 作業場所 鹿児島県南さつま市加世田 下り松国有林82は林小班外
- 5 作業量及び期間
(1) 散布面積 73.76ha(別紙、図面のとおり)
(2) 散布数量 4,425.6リットル
(3) 作業数量 標識設置 65本
(4) 作業期間 自 令和〇年 〇月〇〇日(契約締結日の翌日)
至 令和8年 6月30日
(うち、鹿児島森林管理署長が指定する期日)
※ただし雨天等の場合は変更有り
- 6 作業仕様 別紙、作業内訳書のとおり
- 7 請負金額 金〇,〇〇〇,〇〇〇円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金〇〇,〇〇〇円也)
- 8 選択条項
別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
(選択されるものは〇印、削除されるものは×印)

| 適用削除の区分 | 選 択 事 項 | | 選択条項 |
|---------|---------------------------|-------|-----------|
| × | 契約保証金の納付 | | 第4条第1項第1号 |
| × | 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供 | | 第4条第1項第2号 |
| × | 銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証 | | 第4条第1項第3号 |
| × | 公共工事履行保証証券による保証 | | 第4条第1項第4号 |
| × | 履行保証保険契約の締結 | | 第4条第1項第5号 |
| × | 支給材料及び貸与品 | | 第15条 |
| × | 前金払 | 分の 以内 | 第35条第1項 |
| × | 中間前金払 | | 第35条第3項 |
| × | 部分払 | 分の 以内 | 第38条 |
| × | 国庫債務負担行為に係る契約の特則 | | 第40条 |

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

9 支給材料及び貸与物件

| 品名 | 品質規格 | 数量 | 引渡予定場所 | 引渡予定月日 |
|----|------|----|--------|--------|
| なし | | | | |
| | | | | |

10 特約事項

飛行に必要な運行上の諸準備及び航空法上必要とする手続きは、すべて請負者が行うものとする。

上記請負事業について、発注者 分任支出負担行為担当官 鹿児島森林管理署長 香月英伸と請負者〇〇〇〇は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び九州森林管理局長の定める国有林野事業造林事業請負契約約款及び造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

本契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者（甲）住所 鹿児島県鹿児島市浜町12-1
分任支出負担行為担当官
鹿児島森林管理署長 香月 英伸

請負者（乙）住所 〇〇県〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその構成員住所及び氏名を記入する。

請負者 〇〇共同事業体

代表者
住所 〇〇県〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

住所 〇〇県〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

住所 〇〇県〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

作業内訳書

(無人航空機による薬剤散布、警備)

(無人航空機による薬剤散布作業)

| 国有林 | 林小班 | 作業形態 | 区域面積 (ha) | 控除面積 (ha) | 契約面積 (ha) | 作業期間 | | 使用材料 | | 希釈倍数 | 散布量 (kg) | 備考 |
|------|-------|-------|-----------|-----------|-----------|----------|---------|-------------|-----------|------|----------|------|
| | | | | | | 自 | 至 | 薬剤名 | 薬剤数量 (kg) | | | |
| 下り松 | 82は外 | 無人航空機 | 45.02 | 20.27 | 24.75 | 契約締結日の翌日 | R8.6.30 | ネオニコチノイド系農薬 | ● | ●倍 | 1485.0 | 2回散布 |
| 神之川潟 | 67り外 | 〃 | 3.80 | 2.72 | 1.08 | 〃 | 〃 | ネオニコチノイド系農薬 | ● | ●倍 | 64.8 | 〃 |
| 永吉潟 | 69い外 | 〃 | 31.11 | 20.04 | 11.07 | 〃 | 〃 | ネオニコチノイド系農薬 | ● | ●倍 | 664.2 | 〃 |
| 松潟 | 70は1外 | 〃 | 41.63 | 30.42 | 11.21 | 〃 | 〃 | ネオニコチノイド系農薬 | ● | ●倍 | 672.6 | 〃 |
| 堂田 | 72へ外 | 〃 | 22.60 | 4.20 | 18.40 | 〃 | 〃 | ネオニコチノイド系農薬 | ● | ●倍 | 1104.0 | 〃 |
| 堀川 | 73い2外 | 〃 | 33.01 | 25.76 | 7.25 | 〃 | 〃 | ネオニコチノイド系農薬 | ● | ●倍 | 435.0 | 〃 |
| | 計 | | 177.17 | 103.41 | 73.76 | | | | | | 4425.6 | |

※薬剤数量については薬剤の種類により異なるため未記載。

(標識設置、警備作業)

| 国有林 | 林小班 | 区域面積 (ha) | 控除面積 (ha) | 契約面積 (ha) | 警備人数 | 標識設置 | 作業期間 | |
|------|-------|-----------|-----------|-----------|------|------|----------|---------|
| | | | | | | | 自 | 至 |
| 下り松 | 82は外 | 45.02 | 20.27 | 24.75 | 2 | 10 | 契約締結日の翌日 | R8.6.30 |
| 神之川潟 | 67り外 | 3.80 | 2.72 | 1.08 | 2 | 2 | 〃 | 〃 |
| 永吉潟 | 69い外 | 31.11 | 20.04 | 11.07 | 2 | 6 | 〃 | 〃 |
| 松潟 | 70は1外 | 41.63 | 30.42 | 11.21 | 2 | 13 | 〃 | 〃 |
| 堂田 | 72へ外 | 22.60 | 4.20 | 18.40 | 2 | 22 | 〃 | 〃 |
| 堀川 | 73い2外 | 33.01 | 25.76 | 7.25 | 2 | 12 | 〃 | 〃 |
| | 計 | 177.17 | 103.41 | 73.76 | | 65 | | |

令和8年度 松くい虫防除事業(無人航空機による散布、警備)実施計画書(案)

| 国有林 | 林小班 | 散布面積 | 散布回数 | 薬剤名等 | 散布予定日 (R8.○.○～R8.6.30) | | 合計 | 備考 |
|------|-------|-------|------|-----------------|---------------------------|-------|----|-------------------------|
| | | | | | (1回目) | (2回目) | | |
| 下り松 | 82は外 | 24.75 | 2回 | ネオニコチノイド系 薬剤 | | | | 原体量ha● $\frac{1}{100}$ |
| | | | | 希釈倍液数量 | | | | ● $\frac{1}{100}$ /ha散布 |
| 神之川潟 | 67り外 | 1.08 | 2回 | ネオニコチノイド系 薬剤 | | | | 原体量ha● $\frac{1}{100}$ |
| | | | | 希釈倍液数量 | | | | ● $\frac{1}{100}$ /ha散布 |
| 永吉潟 | 69い外 | 11.07 | 2回 | ネオニコチノイド系 薬剤 | | | | 原体量ha● $\frac{1}{100}$ |
| | | | | 希釈倍液数量 | | | | ● $\frac{1}{100}$ /ha散布 |
| 松潟 | 70は1外 | 11.21 | 2回 | ネオニコチノイド系 薬剤 | | | | 原体量ha● $\frac{1}{100}$ |
| | | | | 希釈倍液数量 | | | | ● $\frac{1}{100}$ /ha散布 |
| 堂田 | 72へ外 | 18.40 | 2回 | ネオニコチノイド系 薬剤 | | | | 原体量ha● $\frac{1}{100}$ |
| | | | | 希釈倍液数量 | | | | ● $\frac{1}{100}$ /ha散布 |
| 堀川 | 73い2外 | 7.25 | 2回 | ネオニコチノイド系 薬剤 | | | | 原体量ha● $\frac{1}{100}$ |
| | | | | 希釈倍液数量 | | | | ● $\frac{1}{100}$ /ha散布 |
| 計 | | 73.76 | | ネオニコチノイド系 薬剤 | | | | 散布面積及び希釈倍数 |
| | | | | 希釈倍液数量 | | | | に基づいた数量 |

松くい虫防除（無人航空機散布）作業仕様書

1. 作業実施に当たっては、対象松林の梢端が見える場所で散布することとし、契約書及び本作業仕様書によるほか、災害防止、作業実施上、必要な事項について、作業着手前に監督職員の指示を受けること。
ただし、気象条件に対する飛行条件については、関係者等と協議して決定すること。
2. 本作業仕様書及び図面に対し質疑があるときは、監督職員の指示によること。
3. 無人ヘリの諸作業は、農薬取締法その他の関係諸法令並びに農林水産省が定める「空中散布等の基準」の定めるところに従うこと。
4. 各箇所におけるヘリポートの設営は、ヘリの離着陸に必要な条件をみたすように飛行開始までに請負者において実施することとし、ヘリポートの設営状況において発注者に連絡し、発注者は必要に応じ担当者を派遣し、その可否について調査する。
5. 旗やUF0風船等による標識類、離着陸に必要な準備は、発注者と協議しながら、請負者において作業日までに行うこと。
6. 請負者は、散布区域の周囲及び架線等の障害物について、旗等の標識や図面により事前に確認しておくこと。
7. 薬剤の散布に当たっては、以下に留意すること。
 - (1) 散布日時は、事業実施計画に基づき実施することとするが、事前に必要事項等について関係者を含めた十分な打ち合わせを行うこと。
 - (2) 機種、散布装置は、農林水産航空協会の定期整備検査に合格したもので、必ず使用年度の定期検査証を貼付したものを使用すること。
 - (3) 気流の安定した時間帯に散布飛行を行うものとし、地上1.5mの位置における風速が3m/秒を超えるときは散布飛行を行わないものとする。
 - (4) 風向・風速に注意して、散布場所以外に農薬が飛散しないように努め、場合によっては飛行コースや飛行高度、飛行速度を変更するなどの飛散防止対策を行うこと。
 - (5) オペレーターや作業者などは必ず風上側に位置すること。
 - (6) 降雨中、降雨直後及び散布後まもなく雨が予想されるときは散布薬剤が松枝に定着しにくく、また、霧の時は散布区域の誤認等による危被害発生の恐れがあるので散布は行わないものとする。
 - (7) 散布は、林縁まで均等にまきむらのないように散布すること。
 - (8) 機体等の洗浄は、洗浄水等が河川等に流入しない場所で行うこと。
8. 散布による危被害等が発生した場合、または、恐れがあると考えられた場合は、速やかに監督職員へ報告して指示を受けること。
9. 飛行記録は請負者においてその都度記録し、散布終了後発注者に提出すること。
10. 散布等の基準は、以下のとおりとする。
 - (1) 飛行速度は、平均時速10km～20kmとする。
 - (2) 散布飛行高度は、松林の梢端から3m～4mの間とする。
 - (3) 飛行間隔は、5m～7.5mとする。
11. 散布薬剤の種類、数量、希釈倍数、散布回数等は、別紙「事業実施計画書」のとおりとする。

- 1 2. 薬剤の保管、取扱い及び危被害防止については、以下に留意すること。
 - (1) 毒劇物に指定された薬剤については、毒物劇物取締法の規定を遵守すること。
 - (2) 薬剤に記載される注意書きは遵守することとし、他の薬剤と混合しないこと。
 - (3) 薬剤は、密閉して火気のない倉庫等に厳重に保管すること。
 - (4) 薬剤を取扱う作業員、積込従事者等は、皮膚の露出部を少なくするとともに、防汚衣及び保護具等を着用すること。
 - (5) 皮膚に薬剤が付着したとき及び作業終了後は、顔、手足等の露出部を石けんでよく洗うとともにうがいをする。
 - (6) 作業終了後は、防汚衣及び保護具等も含めて、よく洗浄等を行うこと。
 - (7) 薬剤の運搬に当たっては、紛失を防止するため、積卸しの都度数量の確認をすること。また、運搬中に薬剤のこぼれ防止に万全を期すこと。
 - (8) 薬剤の運搬は、当日散布可能な数量のみとし、残量が生じたとしても林内に放置することなく所定の場所へ保管すること。
 - (9) 薬剤の希釈、積込中に河川、用水路等に流入しないよう注意すること。
 - (10) 人家、桑畑等の危被害対象物の付近で散布するときは、薬剤の飛散状況を常にチェックし、第三者に損害を及ぼさないよう十分注意するとともに、人や家畜等近寄らせないように注意すること。
 - (11) 薬剤に希釈、積込に使用した器具等は、作業終了の都度水洗いすること。
この場合の水洗い場所は、河川、用水路等では行わないこと。
 - (12) 使用済みの薬剤の容器は、林内に放置、または、河川等被害を及ぼす恐れのある場所等に投棄することなく、当日の使用量を確認して保管し、監督職員の検認を受けてから処分すること。
- 1 3. 標識設置作業については、以下に留意すること。
 - (1) 標識の設置箇所は、別紙図面により約100mごとに設置する。
ただし、地形が判然としない箇所、また危被害のおそれのある境界は間隔を50m位に狭めオペレーターが判別しやすいよう設置する。
 - (2) 危被害のおそれのある箇所の標識の色はオレンジ色とし、散布他境界は白色とする。
 - (3) 標識の大きさは、縦30cm、横40cm程度とする。
 - (4) 標識の設置は松の生立木等にくくりつけ、その高さは周囲の松の高さより1m程度高くする等、オペレーターから判別しやすいように設置する。
- 1 4. 警備作業については、以下に留意すること。
 - (1) 指定の場所において散布時における林内への入り込み防止や交通規制等による安全対策・危被害防止対策を実施すること。
- 1 5. 作業実施のための諸施設及び労務者の管理等については、労働関係法令を遵守すること。
- 1 6. 作業地の火災防止に万全の措置を行い、不注意により失火しないよう注意すること。
- 1 7. 作業が終了したときは、監督職員の指示に従い、作業現場の片づけを行うこと。
- 1 8. 仕様書等に明記しない作業で、本作業の実施に必要な諸作業は、請負者の負担において行うこと。
- 1 9. その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

特約事項

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下「ASF」という）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、請負者は下記の内容について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報し、当該森林管理署へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、都道府県が行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、事業を一時中止する可能性があること。

なお、一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第20条により対応する。

特記仕様書

熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について

1 本事業は、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行を行う対象事業である。

2 用語の具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 真夏日

日最高気温が 30 度以上の日（気象庁が公表している地上気象観測所等の気温）又は暑さ指数（WBGT 値）が 25 度以上の日（環境省が公表している観測地点の暑さ指数）。

(2) 事業期間

事業着手日から事業終了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇分として 6 日間、7 月、8 月又は 9 月を含む事業では夏季休暇分として 3 日間、事業中止期間は含まない（事業期間には不稼働日も含む）。

(3) 真夏日率

事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。なお、不稼働日は事業期間内の真夏日に含めないものとする。

$$\text{真夏日率} = \text{事業期間中の真夏日} \div \text{事業期間}$$

3 請負者は、契約締結後に提出する事業計画書に、事業期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督職員へ提出する。

なお、当試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。

4 気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT 値）を用いることを標準とする。

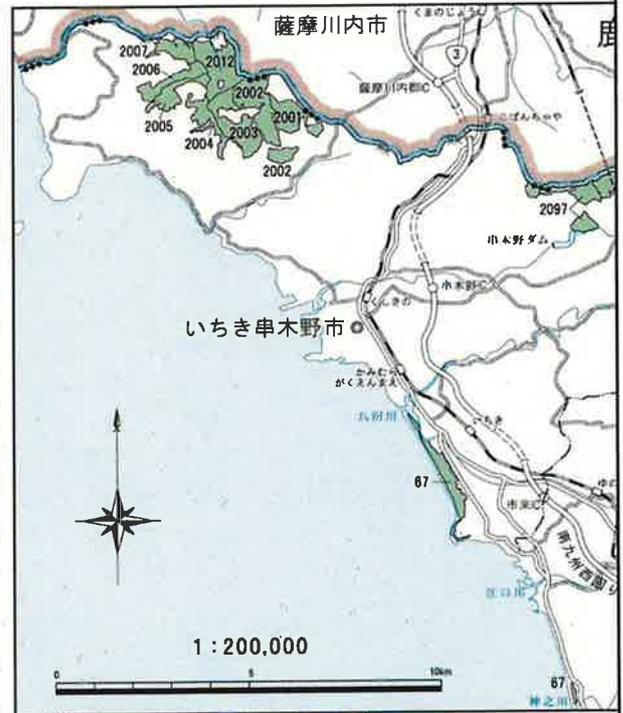
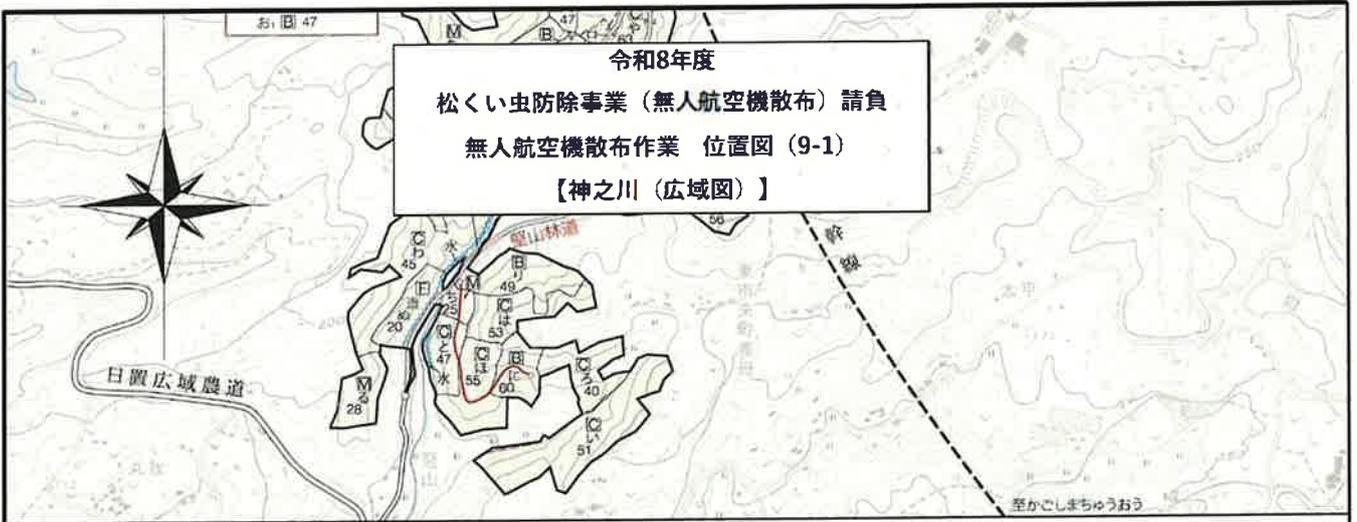
ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 101 号）第 1 条の 3 の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又は JISB7922 に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス 2 以上）により測定した値を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は請負者の負担とするものとする。

5 請負者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

6 発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に補正値を算出し、現場管理費率等に加算し請負金額の変更を行うものとする。

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast} \quad \ast \text{補正係数は 1.2 とする。}$$



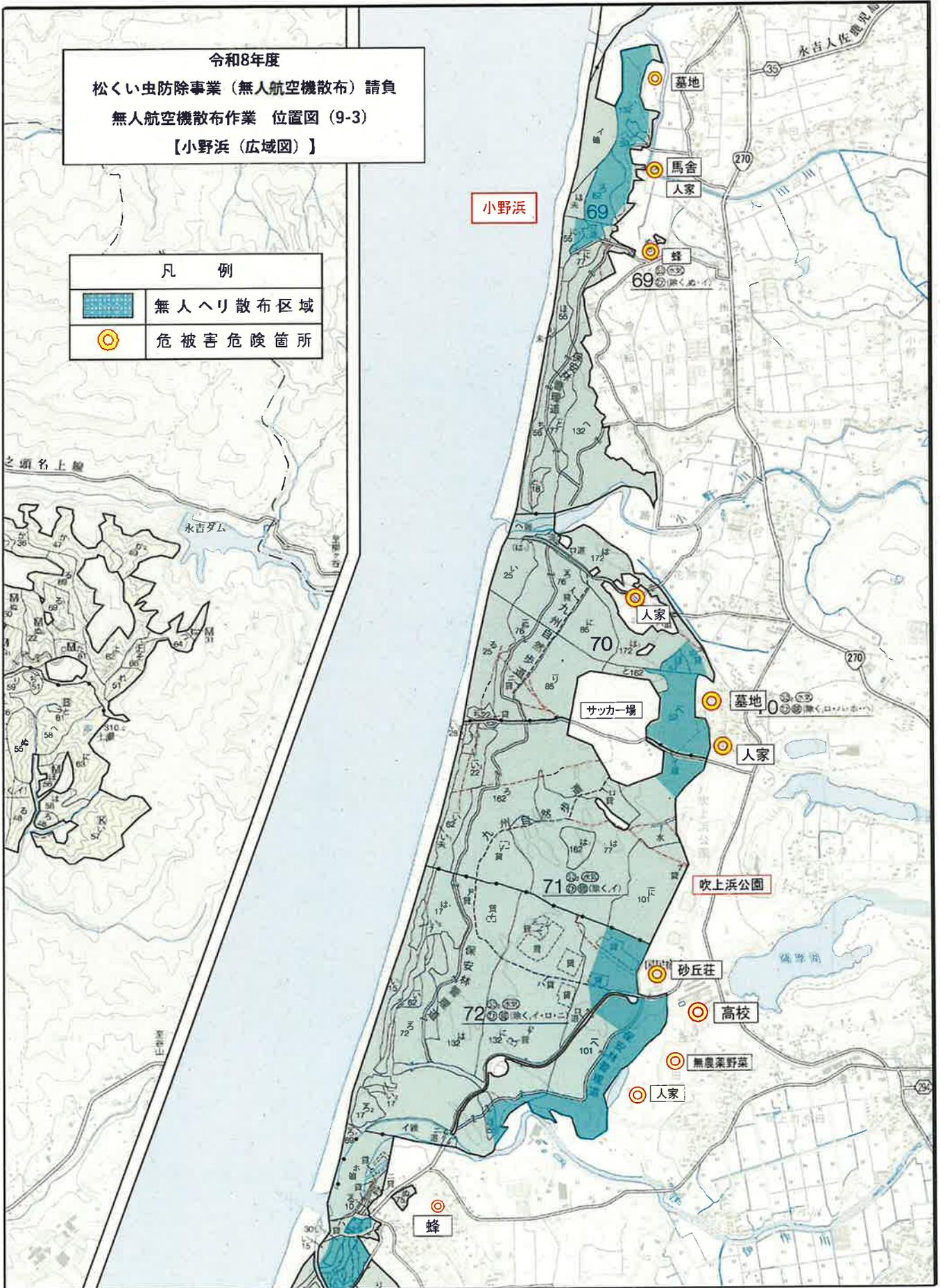
令和8年度
 松くい虫防除事業（無人航空機散布）請負
 無人航空機散布作業 位置図（9-2）
 【神之川（詳細図）】



| 凡 例 | |
|---|----------|
|  | 無人ヘリ散布区域 |
|  | 白旗標識設置箇所 |
|  | 警備配置箇所 |
|  | 危被害危険箇所 |

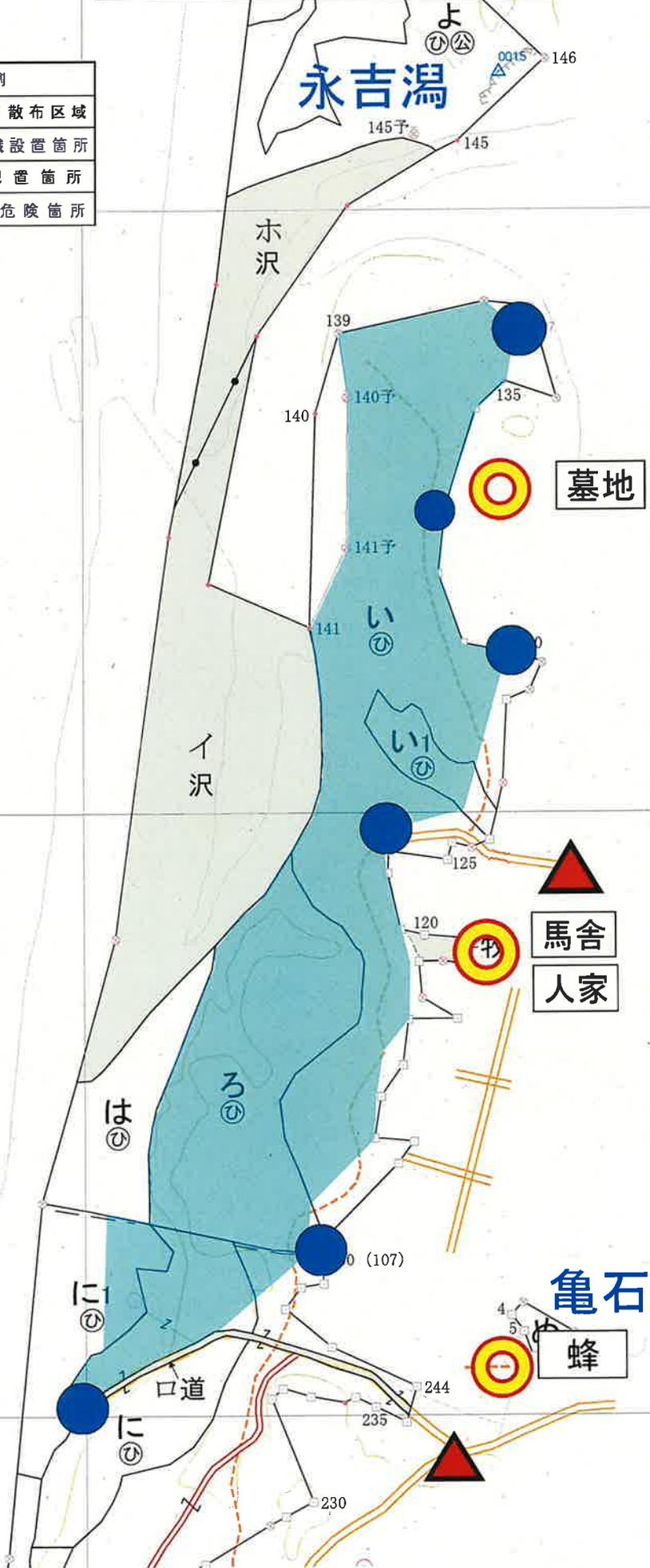
令和8年度
 松くい虫防除事業（無人航空機散布）請負
 無人航空機散布作業 位置図（9-3）
 【小野浜（広域図）】

| 凡 例 | |
|---|----------|
|  | 無人ヘリ散布区域 |
|  | 危被害危険箇所 |



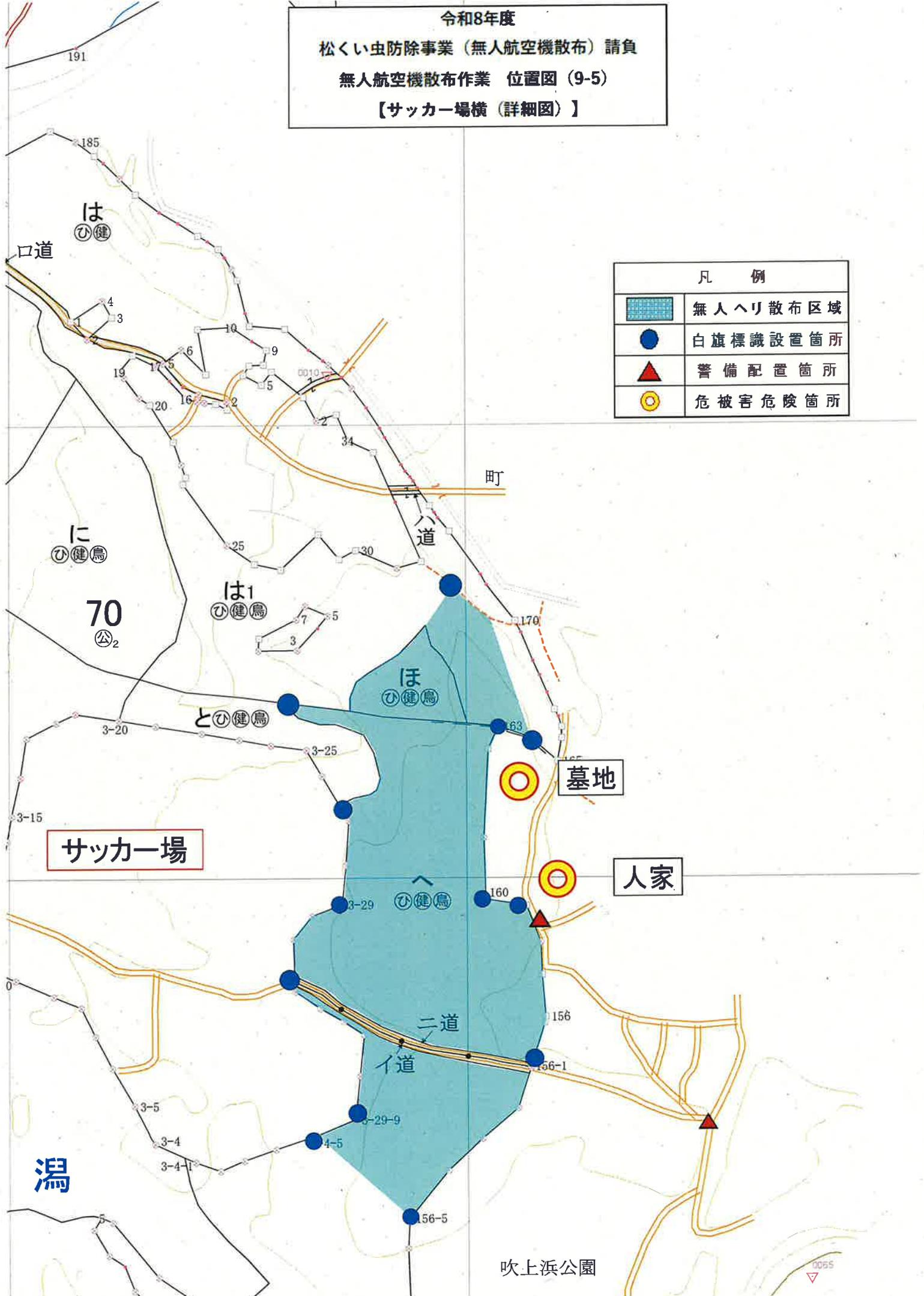
令和8年度
 松くい虫防除事業（無人航空機散布）請負
 無人航空機散布作業 位置図（9-4）
 【小野浜（詳細図）】

| 凡 例 | |
|---|-------------|
|  | 無人ヘリ散布区域 |
|  | 白旗標識設置箇所 |
|  | 警備配置箇所 |
|  | 危 害 危 険 箇 所 |



令和8年度
 松くい虫防除事業（無人航空機散布）請負
 無人航空機散布作業 位置図（9-5）
 【サッカー場横（詳細図）】

| 凡 例 | |
|---|----------|
|  | 無人ヘリ散布区域 |
|  | 白旗標識設置箇所 |
|  | 警備配置箇所 |
|  | 危被害危険箇所 |

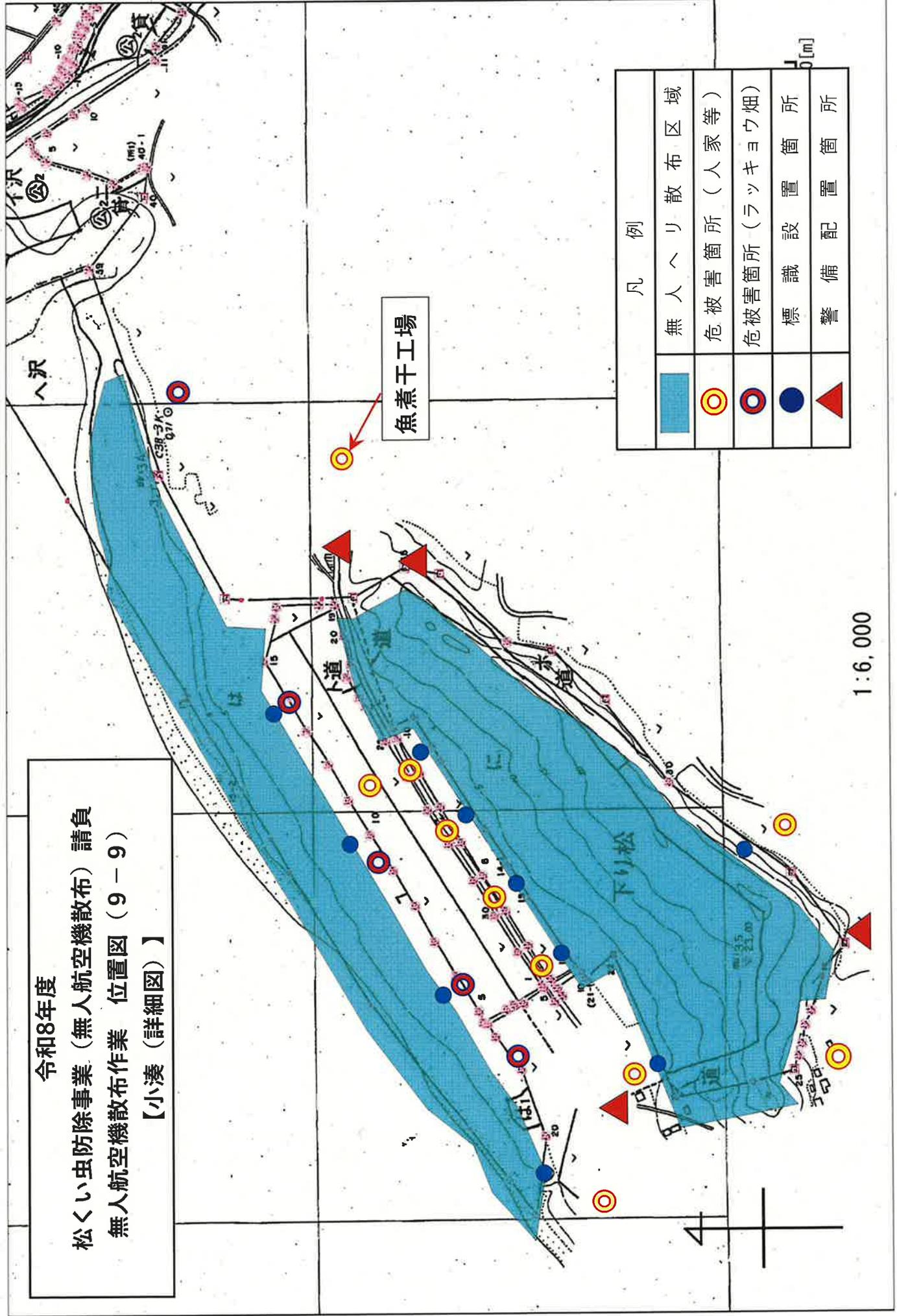


令和8年度
 松くい虫防除事業（無人航空機散布）請負
 無人航空機散布作業 位置図（9-8）
 【小湊（広域図）】



| 凡 例 | |
|---|-------------|
|  | 無人ヘリ散布区域 |
|  | 白旗標識設置箇所 |
|  | オレンジ旗標識設置箇所 |
|  | 危被害危険箇所 |

令和8年度
 松くい虫防除事業（無人航空機散布）請負
 無人航空機散布作業 位置図（9-9）
 【小湊（詳細図）】



物件仕様書（3号物件）

- 1 作業名 松くい虫防除事業（無人航空機による薬剤散布、警備作業）請負
薬剤購入・調合・積込、無人航空機による薬剤散布、標識設置、警備作業
- 2 使用機種 AYH-3等（同程度以上であれば他機種でも可とする）
- 3 作業箇所等 南さつま市 下り松国有林82は林小班外（別添、図面参照）
- 4 散布面積 73.76 ha
- 5 散布薬剤名 ネオニコチノイド系薬剤
及び数量等 ※薬剤散布区域近郊において養蜂業を営んでいるため蜂毒性の
低い薬物を使用すること。
標識数量 65本
- 6 薬剤数量 原液〇〇〇〇〇リットル（散布面積及び希釈倍数に基づいた数量）
- 7 散布総量 4,425.6リットル（希釈倍数 〇〇倍）
- 8 散布回数 2回
- 9 散布期日 契約締結の翌日より令和8年6月30日までのうち
鹿児島森林管理署長が指定する期日
（ただし、雨天等の場合は変更有り）
- 10 その他 「松くい虫防除（無人航空機散布）作業仕様書」のとおり